

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の管理は、個々の建造物の価値や用途に応じて適正に行うことが必要である。

また、歴史的風致形成建造物は、指定の基本方針に則り、よりその効果が発揮されるよう活用することが必要であることから、内部については、必要な改修・改造を認めることとするが、外観については歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については、十分な検討と配慮が必要となる。なお、現に居住や営業等に活用されている建造物については、風致上の規制と生活上の実態との兼ね合いを計りつつ、あくまでも歴史的風致維持向上の観点から適切な対応を行うものとする。

2. 個別的事項

(1) 登録有形文化財等

文化財保護法に基づく登録有形文化財等については、主として外観の維持・保存を基本とすると共に、歴史や伝統を反映した人びとの活動の場としての活用を図るため、同法にそれぞれ定める現状変更の規制の範囲内において適切な措置を行う。

(2) 県・町保護有形文化財等

高知県及び佐川町の文化財保護条例に基づく保護有形文化財等については、その外部及び内部の現状保存を基本とすると共に、そのための修理に当たっては、痕跡調査に基づく修理を原則とする。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

その他保全の措置が必要な建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、当該建造物の維持・保存を基本としつつ、内部の改造及び小規模な外部の改変は可能とする。

3. 届出不要の行為

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の場合とする。

(1) 文化財保護法に基づく文化財について

① 登録有形文化財

同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

② 登録有形民俗文化財

同法第90条第3項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

③ 登録記念物

同法第133条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

(2) 高知県文化財保護条例に基づく文化財について

① 高知県保護有形文化財

同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請又は同条例第15条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合

② 高知県名勝

同条例第32条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請又は同条例第37条の規定に基づく修理の届出を行った場合

(3) 佐川町文化財保護条例に基づく文化財について

① 佐川町保護有形文化財

同条例第17条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請又は同条例第18条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合

② 佐川町史跡

同条例第36条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合

4. 指定の解除

歴史的風致形成建造物が次のいずれかに該当したときは、その指定を解除するものとする。

- (1) 重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物に該当するに至ったとき、又は、滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したとき
- (2) 佐川町における歴史的風致形成建造物の指定の方針を満たさなくなったとき
- (3) 佐川町長が、公益上の理由その他特別な理由があるとして、指定解除すべきと判断したとき